平成２２年（フ）第７３６号
栃木県那須烏山市鴻野山157番地183
債務者　堀田　孝男
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３８号
栃木県宇都宮市越戸３丁目７番10号
債務者　岸　　仁美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４０号
栃木県宇都宮市清住２丁目３番７号　コーポラス清住201号室、前住所栃木県宇都宮市針ケ谷町426番地10
債務者　荻原　しの
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４３号
栃木県宇都宮市横山２丁目11番16号、前住所東京都江戸川区春江町２丁目31番９―402号ニューキャネル須賀
債務者　小口　耕士（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４４号
栃木県矢板市荒井611番地８
債務者　小川　仁美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５７９号
横浜市神奈川区三枚町14番地１
債務者　宮坂　利奈
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６６７号
横浜市旭区中希望が丘164番地
債務者　八ッ橋敏春
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６６８号
横浜市旭区中希望が丘164番地
債務者　八ツ橋美千子（旧姓金野）
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３４号
相模原市緑区町屋１丁目５番６号　サンビレッジ城山Ｅ―102
債務者　志田ロレナ（旧姓山之上）
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５４０号
相模原市南区上鶴間６丁目２番３号　東林ヒルズ201
債務者　阿部　弘美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５４５号
相模原市中央区横山３丁目18番11号　グリンヒル横山106号室
債務者　小方由美子（旧姓河本）
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５４９号
相模原市中央区上溝4411番地９
債務者　高松　祐史
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５５４号
相模原市中央区中央３丁目11番４号　佐溝ビル３－Ａ
債務者　小澤美惠子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５５５号
相模原市南区上鶴間本町７丁目13番63号　アメニティーハウス102
債務者　小栗　一男
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２７５４号
横浜市港北区篠原北２丁目14番16号　ＫＭハイツ102号室
債務者　岐部　隆博
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部